



鶴田町告示第 16 号

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので告示する。

令和 8 年 3 月 16 日

鶴田町長 相 川 正 光



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
所在地：東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号 JR 東急目黒ビル 7 階  
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付させるふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和 8 年 4 月 1 日から契約期間満了の日まで